

第 3 3 回農業委員会総会議事録

平成 2 9 年 9 月 7 日 (木)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第125号から第127号)
日程第4 議事(議案第115号から第118号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出席委員(25人)

1番	若林 俊明	2番	横山 實
3番	森田 啓介	4番	松山 宗則
5番	舟木 康眞	6番	永森 薫
7番	明石 茂	8番	前田 進
9番	土合 正夫	10番	城石美枝子
11番	山谷 孝芳	12番	村上 利之
13番	前田 光春	14番	熊西 忠治
15番	水元 睦雄	16番	石庭 文男
17番	川西喜一郎	18番	山下 隆之
19番	杉本 周平	20番	堀 清範
21番	堀 正	22番	石井 寿男
23番	前花 敏子	24番	竹島 信義
25番	佐伯 瑞穂		

欠席委員(0人)

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第125号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第126号 農地等第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第127号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第 115 号 土地改良整理事業に係る意見の聴取について
議案第 116 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 117 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 118 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局
事務局長 片岡 幹夫 局長補佐 堀 修二
主 査 田中 良仁

射水市農林水産課
課長補佐 西尾 哲 主 任 黒梅 康弘

富山県都市計画課
主 任 藤田 学洋

射水市都市計画課
係 長 中波 達代志 技 師 平野 圭一

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 3 3 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立して
おりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長に
おいて「20 番 堀清範委員」「21 番 堀正委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

議長(舟木会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

(議案第115号説明・表決)

議長(舟木会長)

本日は、富山県都市計画課から土地区画整理事業の説明のためお越しいただいておりますので議案第115号の審議を先に行います。
「議案第115号 土地区画整理事業に係る意見の聴取について」を議題としてお諮りします。各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局から求めます。

県都市計画課(藤田)

(朗読説明)

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、地域の委員の意見に移ります。
議案第115号について、永森委員より説明をお願いします。

永森委員

議案第115号について説明します。
さる8月29日に舟木会長、事務局とともに事業計画について計画内容の確認と現地調査を実施しましたので、その結果を報告します。
今回の土地区画整理事業の区域は、市街化区域にも編入され、土地利用計画、排水計画等については関係機関との協議を経て進められておりますので、諮問のとおり措置されて妥当と考えられます。

議長(舟木会長)

これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

堀正委員

土地区画整備事業にあたりその周辺の道路整備をする計画はあるのか。

市都市計画課(中波)

造成後の状況を見ながら判断していきたいと考えています。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。只今議題となっております議案第115号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

ご異議なしと認めます。

よって、本議案を直ちに採決いたします。「議案第115号 土地区画整理事業に係る意見の聴取について」の答申書（案）に賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって議案第115号は可決されました。

【都市計画課退席】

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第125号の説明）

議長（舟木会長）

報告第125号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第126号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第126号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理
について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いた
しましたので、ご了知をお願いします。

（報告第127号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第127号農地法第18条第6項の規定による通知等について
議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

永森委員

この案件ですが、年の途中解約ですが、現在作付けはしているのか。

事務局（堀）

現在は、水稻をしています。転用目的の解約ですので刈取りまでは作業受委託で行い、その後転用予定となっています。

永森委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第116号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第116号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（堀）

議案書の5ページをご覧ください。
今回は3件ございます。

【議案第116号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1・2・3番については、すべて経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

杉本委員

権利の移転理由が経営規模拡大とあるが、所有地を貸している場合もあるがどういうことか。

事務局（堀）

所有農地が一概に自宅に近くないこともあり、遠方の農地は、他の人に預けている場合があります。地域間で効率よく農業経営をされていると考えております。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第116号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第116号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第117号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第117号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書 6 ページの議案第 1 1 7 号をご覧ください。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 4 件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 1 1 7 号を議案書をもとに朗読】

- 1 番は農家分家住宅
- 2 番は車庫敷地
- 3 番は駐車場
- 4 番は太陽光発電としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番については横山委員より説明をお願いします。

横山委員

議案第 1 1 7 号の 1 番について説明します。

申請人は現在、両親と同居しています。来年には結婚の予定ではありますが、現在の住居はいずれ兄家族が戻ってくることから新たに住居を探していました。また、現在親が忙しいため営農作業も出役し、ずっとこの地区で暮らしていきたいと考えており地区内で農地以外の土地を探しましたが見つからず現在の土地を申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2 番については私から説明いたします。

舟木会長

議案第 1 1 7 号の 2 番について説明します。

譲受人は現在、両親と同居していますがこの度、待望の子供が生まれましたが であったため、急ぎよ、車庫を住居として利用することとしました。それに伴い現在の車庫がなくなるため新たに転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3 番については若林委員より説明をお願いします。

若林委員

議案第117号の3番について説明します。

譲受人は 市内で 業を営んでいます。現在、所有している 台分の賃貸駐車場が道路敷地として一部買収されることとなり、駐車可能台数が 台となりました。そこで隣接の農地を取得して 台分を確保いたしたく今回申請地を転用するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合の同意も得られております。

議長（舟木会長）

4番については森田委員より説明をお願いします。

森田委員

議案第117号の4番について説明します。

譲受人は 市内で 販売等を行っています。会社として太陽光発電の事業拡大のため、計画地を探しておりましたがある程度の面積を確保する必要があるため、なかなか見つかりませんでした。今回の申請地で地権者の方にも同意して頂き、転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第117号について説明します。

1番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的は農家分家住宅で集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

2番については申請地が公共施設整備済区域内にある農地であることから、これを3種農地と判断します。

転用目的は車庫敷地であり、規模、必要性からも問題ないと判断します。

3番については申請地が公共施設整備済区域内にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は駐車場であり、規模、必要性からも問題ないと判断します。

4番については低生産性小集団農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は太陽光発電であり、代替の可能性もないことからやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

前田進委員

4番についてですが、この場所は元は梨畑だったはずですが、全部申請されているんですか。

事務局（堀）

全部です。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第117号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第117号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第118号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第118号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（黒梅）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

事務局（黒梅）

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第118号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案の通り決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第118号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第33回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時00分

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

- ・総会開催日 10月6日(金)午後2時から
射水市役所大島分庁舎大会議室

平成29年度農地利用状況調査について

表彰歴の調査について

配布資料

- ・「農地の貸し借り」お任せください!

議 長 舟木 康真

署名委員 堀 清範

署名委員 堀 正

第三十三回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十九年九月十一日
至 平成二十九年九月二十九日